Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-25

大学等学費の値上げは歴史に逆行する

渡部, 昭男

(Citation)
経済,354:87-99

(Issue Date)
2025-03

(Resource Type)
article

(Version)
Version of Record

(Rights)
本論考は出版社の許諾を得て公開しております。

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100497772

KOBE UNIVERSITY

大学等学費の値上げは歴史に逆行する

渡部昭男〔神戸大学大学院名誉客員教授〕わたなべ・あきお

本稿では、中教審大学分科会の高等教育の在り方に関する特別部会（以下、特別部会）が予定している「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申）」が、諮問には記載のない「個人・保護者負担」を柱立てして学費値上げを煽動するという、歴史に逆行する愚計であることを暴き、どのように修筆すればよいのかを分かり易くアドバイスした。

「学生への支援」を探究せず真逆の「個人・保護者負担」に転嫁してしまった不可レポート

まず、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」の、（1）諮問、（2）中間まとめ、（3）答申案を順にみておこう。

（1）諮問（2023年9月25日）

諮問された主な検討事項は、①2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿、②今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方、③国公私の設置者別等の役割分担の在り方、④高等教育の改革を支える支援方策の在り方、の四つである。その内、④の項目の記載は以下のようである（太字は渡部、以下同じ）。

> 未来を支える人材の育成や学術研究による知の創出等の役割を担う高等教育は国力の源泉であり、高等教育への投

資は未来への投資です。各機関においては、その果たすべき役割や機能の強化、教育研究の質の一層の向上を実現するため、各機関内における適切な資源配分や効率化を前提としつつ必要な財源を確保することが求められます。しかしながら、厳しい財政状況の中、各機関においては、十分な人件費や研究費の確保が困難となり、教育研究活動に大きな影響を与えかねない問題が生じているとの指摘があります。また、我が国の高等教育段階に対する教育支出においては、ＯＥＣＤ諸国平均と比べて家計負担の割合が2倍程度と高い現状にもあります。第一から第三までの検討事項も踏まえ、教育研究を支える基盤的経費や競争的研究費等の充実、民間からの投資を含めた多様な財源の確保の観点も含めた、今後の高等教育機関や学生への支援方策の在り方等について検討をお願いします。

この諮問内容を素直に読めば、今後の高等教育機関への支援として、（1）公財政支援（基盤的経費や競争的研究費等）の充実、（2）民間からの投資を含めた多様な財源の確保策を審議し、加えて学生への支援方策として家計負担の軽減に大胆に切り込んだ答申が期待されよう。

（2）中間まとめ（2024年8月8日）

ところが、審議は学生支援の拡充及び家計負担の軽減の検討に向かわず、こともあろうに高等教育機関への支援方策に「本人・保護者負担」を設けるに至っている。しかも「公財政支出＞本人・保護者負担＞寄附金・投資の拡大」というように、「第二位」に食い込ませるという荒業・力業である（…は略記号、以下同じ）。

5．高等教育改革を支える支援方策の在り方
…質の高い高等教育を実現するための高等教育の財務構造について、以下のような観点から引き続き議論を重ねていくことが必要である。
ア．機関補助と個人支援のそれぞれの特徴を踏まえた公財政支援の在り方や、基盤的経費助成と競争的資源配分による支援の在り方
イ．高等教育の社会的・私的便益を踏まえた授業料等を含む個人・保護者負担の在り方
ウ．企業等からの寄附金や社会からの投資の拡大など多様な資金調達を通じた経営基盤の確立・強化の方策

（3）答申案（2024年12月13日案）

答申案については、本稿執筆時点で閲覧可能なものを掲げる。「個人・保護者負担」は第3位になったものの、「④高等教育投資」の一つ（将来への投資）に性格づけて歪曲化している（／は改行記号、以下同じ）。

4．高等教育改革を支える支援方策の在り方
④高等教育投資の在り方

ア．公財政支援／イ．社会からの投資等／ウ．個人・保護者負担

…高等教育機関では、社会の進展に対応したより高度な教育活動を行うことが求められており、それに伴い必要な費用（コスト）も大きくなっていくことが考えられることから、その費用を誰がどのように負担していくのかを考えるに当たっては、関係する者の理解が不可欠である。特に授業料については、個人や保護者から理解を得られることが重要であることから、高等教育機関が提供する教育の内容や、将来の私的便益の見込み等を明らかにし、個人・保護者にとって、高等教育機関への進学が将来への投資に値するものであることが理解されるようにしていくことが望まれる。／その上で、将来への投資として高等教育機関への進学を望んでも、経済的理由で進学を諦めなくても良いよう、個人や保護者の負担に対して手厚い支援を行い、軽減を図ることが必要である。…

諮問段階で「高等教育機関への支援」と併記されていた「学生への支援方策」は、答申案では項目立てさえされていない。そして、「支援」ではなく、独りよがりに「負担」で語るという不始末である。筆者の担当科目で仮にこのようなレポートが提出された場合、レポート課題に応えていない・思いが先行している・章節立てが不適切である等の理由で、残念ながら不可とせざるを得ない。

それでは、どのように検討し直して修筆すれば良いのであろうか。

アドバイス①
「有償教育の急進的高騰」vs.「無償教育の漸進的導入」についての歴史を学ぶ

2025年は、『日本の高学費をどうするか』（新日本出版社、2005年）を遺して亡くなった田中昌人（1932～2005）の没後20年にあたる。[1]

諮問にあるように2040年以降の社会を見据えた高等教育の在り方を探るのであれば、戦後から21世紀の第1四半世紀に至る「有償教育の急進的高騰」vs.「無償教育の漸進的導入」の現実と論議を知るべきであろう。図書館でも閲覧できるが、ウェブ上で中古本も入手可能であり、まずは本書を参考図書として読み深めることを勧めたい。

本書の意義を、戸塚悦朗弁護士[2]（国際人権法、元龍谷大学法科大学院教授）は、以下のように評している。

この名著には強い感銘を受けた。学生たちの被害状況が克明に書かれていて、この問題が構造的な重大人権侵害であることが、よく理解できた。…田中教授の著書を読んで、初めて人権侵害の実態が明らかになったと感じた。…田中昌人教授は、教育学者だったが、その遺著で高等教育の学費の急進的高騰に警鐘を鳴らしたばかりか、教育に関する国内法はもとより、社会権規約13条を含めて国際人権法に

至るまで周到な法的研究を進めて、重要な業績を残した。この問題で世論を喚起するのに功があった研究者として長く記憶されるであろう。

田中昌人は、本質をえぐり取る造語の名人である。「有償教育の急進的高騰」は、「無償教育の漸進的導入」の対極にある日本の現実、高等教育政策の貧困をみごとに掴み取っている。告発し解決すべきターゲットを「高学費」（有償教育の急進的高騰）と定義づけることによって、学会でも、国会でも、マスコミでも、問題の核心が広く共有されることとなった[3]。

田中と生前この問題の取り組みを誓い合った同志、三輪定宣氏[4]（教育行財政学、千葉大学名誉教授）は『無償教育と国際人権規約　未来をひらく人類史の潮流』（新日本出版社、２０１８年）を世に問うとともに、「国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会」（奨学金の会）の会長として、漸進的無償化推進の活動を今も精力的に続けている。

アドバイス②
教育無償化の三層構造の法理から「無償教育の漸進的導入」規範を押さえる

田中の遺著の後、２０１０年に高校無償化が導入され、２０１２年には国際人権A規約（社会権規約）第13条の中等教育及び高等教育における「無償教育の漸進的導入」に係る留保が撤回された[5]。以降、日本の高等教育政策は漸進的無償化の規範・国際公約のもとにある。教育無償化の法原理は、①国の最高法規である日本国憲法、②誠実遵守の義務がある条約・国際法規、③法律の中の基本法である教育基本法という三層構造となっている。この法構造のもとで、修学支援新制度も公立大学無償化も進んでいる。

答申案にも、「教育を受ける権利」「教育の機会均等」についての言及はある。にも拘わらず、学生本人が「権利主体」という認識に至らず、「受益者」という書きぶりに陥っている。さらに、権利としての教育無償化、とりわけ「無償教育の漸進的導入」に係る規範意識が弱い。

1. 今後の高等教育の目指すべき姿
（6）重視すべき観点
⑤学生への経済的支援の充実

日本国憲法第26条第1項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」ことを定め、国民に教育を受ける権利を保障している。この条項の精神を実現すべく、教育基本法第4条第3項は「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」ことを規定し、

> 教育の機会均等を実現するための国及び地方公共団体の責務を定めている。／高等教育の受益者は学生本人であると同時に、社会全体である。…

社会権規約について、申恵丰（シンヘボン）教授[6]（国際人権法、前青山学院大学法学部長）は単なる努力義務ないし政治的責任に留まるものではなく、権利実現に向けて「利用可能な資源を最大限に用いて…措置を取る」義務を負っていると指摘している。そして、締約国は少なくとも国家的な行動計画を策定（進捗状況を具体的に評価しうる指標［インディケーター、ベンチマーク］を含む）すべきであるとの社会権規約委員会の一般的意見を紹介している。

また、西川治弁護士[7]（神奈川総合法律事務所、「なくそう！　子どもの貧困」全国ネットワーク世話人）によれば、「私立大学（正確には設置者である学校法人）は国や自治体ではないので、人権規約が私立大学を直接拘束することはないが、民法90条、1条等を通じて間接的に効力を及ぼし得る」というのが一般的な理解であるという。加えて、「私見だが、私立大学は元来公共性の強い学校教育の一端を担っており、『公の支配に属』する（憲法89条参照）以上、自主性が尊重されるとはいっても、憲法や人権規約といった国の基本的ルールから逸脱した振る舞いは許されないと考えるべきではないか。特に教育の機会均等に直結する学費の設定や経済的支援制度については、公共性が強い一方、自主性を尊重すべき教育内容そのものではないから、私立大学も憲法や人権規約に直接拘束されるべきと考える」との、ご教示もいただいた。

国際人権法や教育行財政、子どもの貧困問題に詳しい専門家が一人でも委員に入っていれば、審議と答申は異なったものになっていたであろう。特別部会のメンバーの言動を追ってみると、殊更（ことさら）に「本人・保護者負担」増（学費値上げ）の笛を吹き踊る道化役を演じている委員が居るようである。中間まとめに関する関係団体ヒアリングでは、全国知事会：高等教育の授業料の無償化等を国が責任をもってその財源を確保することにより実現する必要がある、全国公立短期大学協会：授業料等を含む個人・保護者負担の検討は慎重に行っていただきたい等の意見も上がっているが、顧慮されていない。一方で、国立大学の学費弾力化にまで越権的に発言した日本私立大学連盟の「新たな公財政支援のあり方について」（２０２４年８月）が答申を席巻し、諮問事項とのミスリードをうんでいる。

アドバイス③
国立大学学費を大幅値上げしようとした過去の過ちを繰り返さないとの反省を貫く

文部科学省高等教育局は国立大学について「15年間で約40万円の増、約93万円の授業料になる」との試算をうっか

り口にしてしまい、文部科学大臣のみならず総理大臣までをも火消しに走らせる失態を演じた苦い経験がある（意図的にバラして財務省に反抗した高等戦術かも？）。文部科学省のHPには今も「国立大学の授業料について」（2016年3月4日／文部科学省高等教育局）[8]と題した文書がある。

○　この点については、平成27年12月1日（火）に開かれた衆議院・文部科学委員会における、委員からの「国立大学の運営費交付金を毎年1％減少させ、自己収入を毎年1・6％増加させる場合、仮にこのように進めるとしたら、授業料は15年間で幾らの値上がりになると試算するか」との御質問に対する機械的な試算として、文部科学省からお答えした内容に基づくものと考えられますが、これは一定の仮定に基づく試算に過ぎず、国立大学の授業料に関しての文部科学省としての考え方を表したものではありません。／また、あわせて、文部科学省からは「授業料収入で自己収入の大幅な増加を賄うということは、金額の大幅な引上げにつながりかねず、現下の経済状況や厳しい家計状況では困難である」ということをお答えしているところであり、以上については、平成28年2月10日（水）の衆議院・予算委員会等において、馳浩文部科学大臣からも説明を行っているところです。

第189回国会（平成27年12月1日）で当該の質問をしたのは、日本共産党の畑野君枝議員である。つづく第190回国会・予算委員会の答弁等の代表的な個所を示しておこう（議事録の回・院／会議名・番号／年月日）。

○安倍晋三内閣総理大臣（190衆／予算委6号／2016・2・3）

…実際に、国立大学の授業料を今後毎年値上げして、四十万円も値上げすることはおよそ考えられないということははっきりと申し上げておきたい、このように思うわけでございます。／今後とも、青年たちが、子供たちが家庭の事情によって、経済事情によって勉学を諦めなきゃならない、そういう国になってはいけない、この考え方のもとにしっかりと学生への支援を行っていきたい、こう考えているところでございます。

○畑野君枝委員（190衆／予算委11号／2016・2・10）

…最初に紹介したように、全国各地の学長や経済界がこれほど声を上げているのはなぜか。地域を担う人づくり、それこそ地方の国立大学の使命であり、地域の将来を左右する重要な問題だということではありませんか。国立大学の授業料は今でも高い。公立大学もそうです。私立大学ではさらに高い。五割の学生が奨学金という借金を背負って学んでいます。学費が高い上に、給付制奨学金の制度がないのはOECD諸国の中でも日本だけ…

翌2017年安倍政権は高等教育の無償化に舵を切り、

2020年度から低所得層限定の修学支援新制度が導入された（学費減免＋給付型奨学金）。ドイツの比較政治学者ギャリッツマンは2016年の著書でもっとも歓迎されないケース、もっとも驚くべき組み合わせとして「高負担・低支援型」の日本の大学を紹介しているという[9]。この屈辱的な評価を覆す気概と勢いは、答申案にはみられない。

文部科学省高等教育局は、「授業料収入で自己収入の大幅な増加を賄うということは、金額の大幅な引上げにつながりかねず、現下の経済状況や厳しい家計状況では困難である」との姿勢を忘れてはいけない。近年の諸物価高騰で経済状況や家計状況は2016年当時より厳しさを増しており、この観点を貫き通すことを求めたい。

アドバイス④
私費負担軽減は権利保障＆少子化対策のいずれの目的達成にも資することを理解する

先の総選挙（2024年10月27日）で自由民主党・公明党の政権与党は過半数を割り、国権の最高機関たる国会での意思決定過程は様変わりした。与党の公明党を含めて国会のトレンドは、子育て・教育に係るより一層の私費負担軽減、漸進的な無償化なのである。答申案の「本人・保護者負担」増を、巨大与党の数に任せての政権運営で強引に進めるなど望むべくもない。

答申案では、以下の1ヵ所にのみ「無償」の2文字が登場する。

> …令和7（2025）年度からは、多子世帯の学生に対して、所得制限を設けず、国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償とすることとしているなど、教育費負担軽減の取組が進展している。

岸田政権がこの多子世帯学生の無償化に踏み込んだ背景には、公明党の「2030年代までに大学等の無償化」「まずは一年生の前期分の授業料を無償化」（例えば212参／本会議4号／2023・10・26、山口那津男）という要請があった。当初は年収約600万円以下世帯という所得制限付き（24年度～）であったが、一年生前期の無償化ができないなら多子世帯の所得制限を外すよう厳しく追及されたことでの譲歩となった（25年度～）。ただし、多子世帯を子ども3人以上扶養期間中と制限しており、異次元の少子化対策の看板施策になり切れてはいない。いずれにせよ、公明党の提案は、与党の一角から漸進的無償化のロードマップが初めて示されたという点で注目に値しよう。

一方、野党側の高等教育無償化の政策や公約は、立憲民主党：まず国公立大の無償化／私立大・専門学校等は同額程度の負担軽減、

日本維新の会：「教育の無償化」から「子育ての無償化」へ／大学・大学院などの教育の全課程の無償化、

国民民主党：教育国債による望む全ての学生（大学・大学院）の無償化、

日本共産党：直ちに大学等の学費の半額化／入学金制度廃止／奨学金返済の半額免除（財源案の提示あり）、

れいわ新選組：大学院までの教育費無償化／奨学金徳政令、

などとなっている。２０２５年7月28日任期満了となる参議院議員選挙を控えて、与野党からの私費負担軽減・無償化促進の更なる要求は止むことはないであろう。

このように答申案は、国会のトレンドを誤認している。その一因として、高等教育局の政局を見極め、時流を読むセンスの無さが挙げられる。ご承知のように、23年にこども基本法が施行され、こども大綱とこども未来戦略が閣議決定（２０２３年12月12日）された。こども基本法は「こども」を「心身の発達の過程にある者をいう」（2条1項）と定義し、一律に18歳ないし20歳で区切ってはいない。このことによって、18歳以降の学生・青年・若者を「心身の発達の過程にある者」と位置づけて、「新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援」（同2項一）という視点で捉え直し、シームレスでトータルなこども施策を吟味し、議論し、実現するチャンスが生まれている。[10]

母子保健分野の産後ケア事業は、ハイリスク限定からユニバーサル化への拡充を大々的に打ち出している。全学生向けの支援策の無い高等教育局が、こども未来戦略に苦し紛れに入れ込んだ支援策は、申し訳程度の多子世帯学生無償化と、大学院修士課程における授業料後払い制度導入という形を変えた借金の押し付けであった。こども家庭庁ＨＰにアップされているこども未来戦略ＭＡＰ[11]には、妊娠・出産、乳幼児期から青年・成人期にいたる支援ＭＡＰが描かれているが、滔々と流れる切れ目ない支援の大河にはほど遠く、あちらこちらで淀んでいる。その最たるものが、ＭＡＰの出口にあたる高等教育政策である。大学等の漸進的無償化をこども基本法、こども施策に重ねて前面に押し出せば、修学支援の救貧的な桎梏から抜け出る展望も生まれたであろうにと、悔やまれる。

ところで、国会会議録を「高等教育（の）無償」で検索すると教育無償化の質疑の系譜は、①国際人権規約にある漸進的無償化の視点（１９７８～）、②国難突破解散（第4次安倍政権２０１７～）以降の少子高齢化対策の視点、③異次元の少子化対策（岸田政権２０２３～）以降のこども基本法の視点、の大きく3期に区分できる。この点について、衆議院議員宮本徹君提出高等教育の無償化に関する質問に対する答弁書（内閣衆質２１２第１３５号／23・12・22）で岸田内閣は、「『高等教育の私費負担を軽減する』ことは、様々な目的の達成に資するものであると考えており、その上で…『こどもの学ぶ権利の保障』及び『少子化

対策』は、いずれも同様に重要」との答弁を行っている。答弁書とは、全閣僚全会一致の閣議決定が義務付けられており、そこに記載された内容は重要な意味を持つ。答申案は、こども基本法が新たに加わった時代においては、高等教育の私費負担軽減が①権利保障及び②少子化対策のいずれの目的達成にも資することを理解した上で修筆されねばならない。

『平成21年度文部科学白書』は「我が国の教育水準と教育費」を特集し、大学卒業までにかかる平均的な教育費が全て国公立利用でも約1千万円、全て私学だと約2300万円にのぼることを明らかにした。こうした子育て費用の重圧は、少子化の一大要因である。「2030年は少子化対策の分水嶺」、「これからの6~7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス」とまで言われている最中に、見当違いにも学費負担を更に増やそうとする答申案は少子化を加速化させる以外のなにものでもない。

アドバイス⑤
アクセス可能性、学費値下げ方策、財源確保、韓国の動向、私学の公共性

(1) 教育無償化は「アクセス可能性」確保の一環

答申案は、「高等教育への『アクセス』確保」の柱立てをして、「地理的観点からのアクセス確保」とともに「社会経済的観点からのアクセス確保」に言及している。

> ②社会経済的観点からのアクセス確保
> 経済的観点からの高等教育機関へのアクセス確保については、教育の質の向上のために必要なコスト、社会全体にもたらす価値、私的便益の大きさなどを総合的に踏まえて、公費による機関補助と個人・保護者負担額の在り方を決定することが必要であり、その個人・保護者負担額に対し、負担能力等に応じて、授業料減免や給付型奨学金等の個人支援を行うことが基本的な考え方となる。

この記載はいただけない。国際人権A規約第13条の「教育への権利」保障の「4Aスキーム」、すなわち「利用可能性Availability、アクセス可能性Accessibility（教育無償化を含む）、受容可能性Acceptability、適応可能性Adaptability」について先行研究[12]を押さえ直して欲しい。

(2) 学費値下げへの国の方策

授業料減免や給付型奨学金というよりは、漸進的無償化の核心は学費値下げ・無償化である。一部の公立大学では自治体の独自努力によって無償化が進んでいる。これに対して、国立大学は省令で標準額が定められている（例えば、学部・大学院53万5800円）。そして、昨今の国立大学の学費値上げは省令の第10条「授業料等の上限額」（特別の事情

がある場合は120［当初は110であった］%を超えない範囲内で設定できる）に依るものである。ただし、下限額の定めはないので、今でも各国立大学法人の判断で学費値下げは可能である。そこで、学費値上げを止め、値下げに転じるための国の政策としては、①各法人が標準額を上回らない仕組みに省令を改正する、②値上げを行わない法人にインセンティブ（褒賞）を与える、③値下げを行う法人にインセンティブ（褒賞）に加えて下回る額の補填も行う、④標準額そのものの一斉値下げに踏み切りその代わりに機関補助額をふやす等の方策があろう。値上げ扇動にのって標準額を上げる省令改正を企むごときは、愚の骨頂である。

ところで、大学等が学費値上げを行った場合に、国の修学支援新制度は値上げ分も手厚くカバーしてくれるのだろうか。宮本岳志議員事務所からの情報提供によれば結論はノーである[13]。学費値上げは、修学支援制度対象者への支援水準をも侵食するのである。

（3）負担軽減・漸進的無償化に係る財源確保

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の目的規定（第1条）には、「教育の機会均等に寄与する」との文言がある。その高校無償化とは異なり、「大学等における修学の支援に関する法律」には「教育の機会均等」を謳った目的規定はない。そして、消費税率引上げによる財源の一部を充てたものであり、内閣府に予算計上されて文部科学省が執行するという異例の形となっている。そのことで思い切ってユニバーサルな制度に転換できず、答申案のように選別的・救貧的な制度の範囲にとどまってしまう。

この点、日本弁護士連合会「若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議」（2018年10月5日）[14]は「連帯による財源の確保と税制の改善」を掲げており旗幟鮮明である。

> （1）所得税及び法人税については、税と社会保障による所得再分配機能の重要性及び応能負担原則に基づく実質的平等の確保の観点から、大企業及び投資家などに適用される種々の優遇税制を見直し、租税負担の公平性を高めるべきである。他方、生活費控除原則を徹底した課税最低限を設定すべきである。
> （2）消費税については、低所得者の負担が重い逆進的な性格を有することから、税収構成及び予算配分において逆進性の弊害を低減するようにすべきである。
> （3）（4）略

（4）隣国・韓国の修学支援の動向から学ぶこと

特別部会には事務局から関係資料集として、韓国を含む主要国についての①大学の財政状況、②留学生の受け入れ戦略などの情報がある。しかし、修学支援については「高負担・低支援型」の日本と韓国が欠落している年度のOE

CD国際比較資料を引張ってきて隠ぺいしている。

筆者らは科研費[15]を得て韓国の動向を追ってきたが、隣国・韓国から学ぶべきことは多い。

第一に、給付型国家奨学金には、Ⅰ類型：学生の所得分位に応じて給付される奨学金、Ⅱ類型：登録金を値下げ・凍結したり、奨学金を拡大・維持した大学を政府が支援し各大学内部の基準によって学生に給付される奨学金、多子奨学金：第3子以降の大学生に給付される奨学金、の3タイプがある。2012大統領選挙の公約にもなった国公私立を越えた「登録金半額化の国家政策」のもと、受給者対象をⅠ類型では所得分位8／10区分まで、第Ⅱ型では9（特例的に10も容認）／10区分まで拡大し（22年度の受給学生は合わせて約50～60％／同年度で日本は約10～15％程度）、入学金も廃止した[16]。韓国は、「高負担・低支援型」を抜け出ようとしている。

第二に、個人給付のⅠ類型に対して、Ⅱ類型は「大学の積極的な登録金負担緩和への参加を促すために大学自助努力と連携して支援する奨学金」（韓国奨学財団HP）を含むものであり、登録金負担緩和、私学学生加算支援、地域人材育成、地域高校卒業生支援など、頑張る大学を応援するインセンティブ機能を果たしている[17]。

第三に、高等教育法第11条によって、各大学が毎年登録金を策定するにあたり、教職員・学生・専門家などで構成される登録金審議委員会を設置運営することが義務付けられている。その際、学生委員は定数の3／10以上、大学側委員は5／10未満になるようにし、専門家委員の選任は学校代表と学生代表の間で協議することになっている[18]。

こうした科研費研究の諸成果はウェブ上に公開しており、だれでも自由に無料で入手可能である。

（5）私学の公共性について：私学助成を増やせば学費は安くなるのか

最後に、私学の学費は私学助成を増やせば安くなるのであろうか。その点、重本直利氏[19]（経営組織論／龍谷大学元経営学部長）は懐疑的である。第一にかつて私学助成が増えた時にも学費軽減には向かわなかったこと、第二に特に巨大私学では巨額の内部留保を資産運用にあてて金儲けに走っていること（有価証券等への投資／時には不正や不祥事、膨大な損失）、である。したがって、儲け本位の「経済性を高める」ガバナンスとマネジメントが行われている現状からの脱却、「公共性を高める」ガバナンスとマネジメントへの転換、「受益者負担」原則から「漸進的無償化」原則への大学経営の構造転換が不可欠であり、政府から独立した大学人自らの専門機関による「大学経営評価」が求められると述べている。つまり、私立学校法（1949年）第1条の「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、**その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること**を目的とする」との規定、私立学校振

興助成法（1976年）の、2分の1以内の補助（第4条）の前提として公的助成は「…**修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め**…」（第1条）との規定を踏まえて、「私学の公共性」の原点に回帰すべきとしている。めざすは、公共性の拡充＝漸進的無償化に向かう私学を応援する2分の1助成の実現である。

（1）渡部昭男「青年の発達保障を志向する『高等教育の漸進的無償化』論：田中昌人『日本の高学費をどうするか』」『季刊教育法』〔222〕2024年。田中の遺著『日本の高学費をどうするか』は、序章：国際的・歴史的にみた「学費」の考え方、1章：日本の学費の現状をどうみるか（表「戦後60年間の初年度学生納付金の急騰」を含む）、2章：占領期から国際人権規約の登場までの教育条件、3章：国際人権規約と国民の教育権、4章：ひろがる経済的格差と重い教育費負担、5章：学生生活費のきびしい実態、6章：授業料値上げに反対の声あいつぐ、7章：私立大学生の支出にみる地域別特徴、8章：増大し続ける学費負担が困難な階層の人たち、9章：「無償教育の漸進的導入」実現をめぐる歴史、10章：授業料の考え方と「受益者負担」の論理、11章：教育をめぐる民主的な国内法と国際法規、12章：より良い教育条件のための民主的な経済政策、終章：「無償教育の漸進的導入」実現への政治の役割、から構成されている。

（2）戸塚悦朗「社会権規約13条2項(b)(c)に関する留保撤回への道：国際人権法政策研究所が残したレガシーと無償教育実現への展望」『龍谷法学』50〔1〕2017年。

（3）筆者はソウル大学で開催された国際学会ICER2015において、田中の遺著を "How should we solve the problem of skyrocketing school fees in Japan?" と、「高学費」を「学費の急進的高騰」と英訳して紹介したが反響は大きかった（https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002882）。

（4）三輪定宣「図書紹介 田中昌人著『日本の高学費をどうするか』」『日本教育政策学会年報』14〔0〕2007年。

（5）中内康夫「社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回」『立法と調査』〔337〕2013年、は特別部会で配布されてしかるべき基本情報である。

（6）申惠丰『国際人権法入門』岩波書店（新書1845）2020年。

（7）西川治ブログ「国際人権規約と私立大学の学費値上げ」https://wriver.cocolog-nifty.com/blog/2025/01/post-3ac436.html。

（8）文部科学省「国立大学の授業料について」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/__icsFiles/afieldfile/2016/03/04/1367834_01_1.pdf。

（9）刈谷剛彦「放置された不平等の慣性：授業料と財政支援の国際比較からみる日本の大学」『中央公論』138〔10〕2024年。

（10）渡部昭男「こども基本法と教育無償化論議」『日本教育学会大會研究発表要項』83〔0〕2024年、https://doi.org/10.11555/taikaip.83.0_241。

（11）こども家庭庁HP https://www.cfa.go.jp/resources/kodomo-mirai/、詳しくは渡部（君和田）容子・渡部昭男『「こども計画」に活かせる自治体総合施策221例』日本標準2024年。なお、こども家庭庁HPには「こども若者★いけんぷらす」という特設窓口があり、学生・若者が高学

費・諸物価高騰・低賃金・奨学金返済等による窮状を個々に訴え要望を届けることができるようになっている。

(12) 田中秀佳「国際人権法における教育の漸進的無償化」『日本教育法学会年報』[43] 2014年、渡部昭男『能力・貧困から必要・幸福追求へ』日本標準2019年など。

(13) 宮本岳志議員からの照会に対する文部科学省高等教育局学生支援課の回答は以下のようであったという（筆者宛メール2024・8・21）。①修学支援新制度の授業料減免について、国立大学の上限額54万円を超える授業料は自己負担となるか。（文科省回答）一部国立大学において、標準額を超える授業料を設定している大学があるが、それらの大学においては大学独自の減免制度を実施しており、実態として、自己負担は発生していない。※「それは大学独自の支援であって、国の支援ではない。大学が特に減免制度を実施しなければ、新制度における上限額を超える授業料は自己負担となるか」と問うと、「自己負担は生じる」との回答。②修学支援新制度の授業料減免について、私立大学の上限額70万円を超える授業料は自己負担となるか。（文科省回答）自己負担となる。③公立大学のうち、大学独自または自治体独自で学費無償化を実施している大学について、修学支援新制度の対象となる学生への授業料減免及び給付型奨学金の給付についてどのような扱いになるか。（文科省回答）公立大学において学費無償化となっている場合、授業料が無償となっているので申請がそもそもない。ただし、給付奨学金について、支援対象となる学生から申請があれば（基本的には授業料減免と給付奨学金はセットであるが）、給付奨学金のみ支援を受けるということはできる。※「大学または自治体独自に学費無償化にしている場合、その授業料は大学または自治体が負担しているということ。支援対象となる学生の授業料について、国から大学または自治体に支援があるのか」（独自の学費無償化策への国からの支援はあるのか）と問うと、「それはない」とのこと。

(14) 日本弁護士連合会HP https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2018/2018_3.html。

(15) JSPS科研費の①基盤研究（B）15H03474：後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策に係る総合的研究（2015－17）、②基盤研究（C）19K02864：高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究（2019－22）、③基盤研究（C）22K02702：コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究（2022－25）、研究代表者はいずれも筆者。

(16) 渡部昭男・パクコヨン・イムウンヒ・多胡太佑「韓国における大学登録金の負担緩和の歴史と政策」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』17［2］2024年、https://doi.org/10.24546/0100487734。

(17) 教育部「2024年カスタマイズ型国家奨学金支援基本計画（案）」2024・2など（多胡太佑氏情報提供、2024・12・25）。

(18) 渡部昭男・鄭炳浩（チョンビョンホ）・光本滋・肥後耕生・多胡太佑「コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』18［1］2024年、https://doi.org/10.24546/0100491706。

(19) 重本直利「国際人権規約（A規約）批准と高等教育の漸進的無償化」（日韓／韓日対話第5回企画報告資料）2023年、https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482431。